

1. 団体信用生命保険(団信)について

下記(1)～(7)からお選びいただけます。

* お使いみちに「住宅関連資金以外の他社借入金の借り換え資金」を含む場合は、下記(1)「地銀協団体信用生命保険」のみのお取扱いとなります。

(1) 地銀協団体信用生命保険(地銀協一般団信)

保障内容	住宅ローン残高の保障：死亡・高度障害
金利	適用金利につきましては、上乗せ金利無しでご利用いただけます。

(2) 地銀協3大疾病保障特約付団体信用生命保険(地銀協3大疾病団信)

保障内容	住宅ローン残高の保障：死亡・高度障害、3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)
金利	地銀協一般団信の適用金利に0.2%が上乗せとなります。

(3) 地銀協団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険(地銀協ライフサポート団信)

保障内容	毎月の住宅ローン返済額の保障：病気やケガによる就業不能状態が3ヵ月を超えて継続した場合(最長9ヵ月間) 住宅ローン残高の保障：死亡・高度障害、3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)、病気やケガによる就業不能状態が12ヵ月を超えて継続した場合
金利	地銀協一般団信の適用金利に0.3%が上乗せとなります。

(4) MSAがん診断保険金特約、リビング・ニーズ特約付き団体信用生命保険(がん団信)

保障内容	住宅ローン残高の保障：死亡・高度障害、「がん」と診断確定した場合 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合
金利	地銀協一般団信の適用金利に0.1%が上乗せとなります。

(5) MSA加入条件緩和割増保険料適用特約、リビング・ニーズ特約付き団体信用生命保険(ハートフル団信)

保障内容	住宅ローン残高の保障：死亡・高度障害、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合 従来の団信に比べ、加入条件を緩和しております。
金利	地銀協一般団信の適用金利に0.3%が上乗せとなります。

(6) 地銀協団体就業不能信用補償保険・がん保障特約付団体信用生命保険(地銀協ダブルサポート団信)

【8大疾病保障】

保障内容	毎月の住宅ローン返済額の保障：脳卒中・急性心筋こうそくにより就業不能状態となった場合(最長2ヵ月) 5つの生活習慣病により就業不能状態となった場合(最長12ヵ月) 住宅ローン残高の保障：死亡・高度障害状態となった場合 余命6ヵ月以内と判断された場合 がんと診断確定された場合 脳卒中・急性心筋こうそくにより所定の状態が60日以上継続した場合 5つの生活習慣病による就業不能状態が12ヵ月を超えて継続した場合 オプション保障：病気・ケガを原因とする入院で就業不能となった場合...一時金10万円 本人ががんと診断確定された場合...一時金100万円 女性配偶者が女性特有のがんと診断確定された場合...一時金100万円
金利	地銀協一般団信の適用金利に0.2%が上乗せとなります。

(7) 地銀協団体就業不能信用補償保険・がん保障特約付団体信用生命保険(地銀協ダブルサポート団信)

【全傷病保障】

保障内容	毎月の住宅ローン返済額の保障: 脳卒中・急性心筋こうそくにより就業不能状態となった場合(最長2ヵ月) 5つの生活習慣病により就業不能状態となった場合(最長12ヵ月) 8大疾病以外の病気・ケガにより就業不能状態となった場合(最長12ヵ月)
	住宅ローン残高の保障: 死亡・高度障害状態となった場合 余命6ヵ月以内と判断された場合 がんと診断確定された場合 脳卒中・急性心筋こうそくにより所定の状態が60日以上継続した場合 5つの生活習慣病による就業不能状態が12ヵ月を超えて継続した場合 8大疾病以外の病気・ケガによる就業不能状態が12ヵ月を超えて継続した場合
	オプション保障: 病気・ケガを原因とする入院で就業不能となった場合...一時金10万円 本人ががんと診断確定された場合...一時金100万円 女性配偶者が女性特有のがんと診断確定された場合...一時金100万円
金利	地銀協一般団信の適用金利に0.3%が上乗せとなります。

2. 付帯保険「地銀協8大疾病補償付債務返済支援保険」について

加入条件	<ul style="list-style-type: none"> お申込時(ご契約時)年齢が満20歳以上満50歳以下の就業者の方 完済時年齢が満80歳以下の方 <p>本保険には、死亡・高度障害補償が付帯されておりませんので、団体信用生命保険(上記(3)「地銀協ライフサポート団信」、上記(5)の「ハートフル団信」、および上記(6)(7)の「地銀協ダブルサポート団信」を除きます)とセットでご加入いただきます。ただし、お使いみちに「住宅関連資金以外の他社借入金の借り換え資金」を含む場合は、本保険をご利用いただけません。</p>
補償内容	毎月の住宅ローン返済額の補償: 病気やケガによる就業不能状態が31日以上継続した場合(最長12ヵ月間) 住宅ローン残高の補償: 「8大疾病」を原因とした上記「毎月の住宅ローン返済額の補償」が12ヵ月継続した場合
金利	「地銀協一般団信の適用金利+各団信別の上乗せ金利」に0.2%が上乗せとなります。
その他	本保険へのご加入につきましては、お客さまの任意となります。

3. 元利均等返済について

初回ご返済時から完済時まで、毎月のお支払い金額(元金返済部分+利息支払部分)が一定となるように計算されている返済方式です。

4. 総合生活保険（傷害補償）

被保険者	借主およびその配偶者、同居の親族、別居の未婚の子	
補償内容	交通事故等の補償 （死亡・後遺障害補償）	<p>被保険者が事故（交通事故等）の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含む）に、死亡・後遺障害保険金（100 万円）の全額が支払われます（ただし、1 事故について既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金から既に支払われた金額を差し引いた額が支払われます）。</p> <p>被保険者が事故（交通事故等）の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合には、1 事故につき後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金（100 万円）の 4%～100%が支払われます。</p>
	賠償責任補償	<p>国内外において、被保険者が次の偶然な事故（日常生活に起因する偶然な事故 被保険者本人の居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故）により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合において、1 回の事故につき 1 億円を限度に損害賠償金が支払われます。</p>
保険料	当行が全額負担いたします。	

以 上